

中野区教育委員会会議録 平成24年第10回定例会

○開会日 平成24年3月23日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 9時30分

○閉 会 午前 10時28分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(11名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	大 島 やよい

○傍聴者数 0人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 中野区教育委員会委員長の選挙について

日程第2 第16号議案 中野区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

日程第3 第17号議案 中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

日程第4 第18号議案 中野区文化財保護審議会への諮問の取下げについて

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

中野区 教育委員会
第 1 0 回定例会
(平成 2 4 年 3 月 2 3 日)

午前9時30分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第10回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日の議決案件に関連して、健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）浅川靖さんに出席を求めていますので、ご了承ください。よろしくをお願いいたします。

なお、本日は午前11時30分から第九中学校と中央中学校の閉校式があり、我々教育委員も出席いたします。このため、定例会の閉会は午前10時45分ごろを目途としたいと思いますので、何とぞ進行にご協力ください。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

山田委員長

日程第1、「中野区教育委員会委員長の選挙について」を上程いたします。

教育委員会の委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項で1年と規定されており、私の委員長としての任期も3月27日をもって満了いたします。そこで、本日の定例会におきまして、次期委員長の選挙を行いたいと思います。

選挙の方法につきましては例年のとおり、中野区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、指名推薦の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山田委員長

ご異議ございませんので、指名推薦の方法により行います。

なお、指名推薦の方法は、委員長からの指名推薦の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山田委員長

それでは、次期委員長にただいま委員長職務代理者の高木委員を推薦したいと思います

が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

ご異議ございませんので、高木委員を次期委員長に決定いたします。

ただいま、次期委員長に高木委員が決定したことに伴い、委員長職務代理者が不在となってしまうため、次期委員長職務代理者の指定を行う必要が生じたので、ここで、日程第5、「中野区教育委員会委員長職務代理者の選挙について」を追加し、先議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

<日程追加>

山田委員長

ご異議ございませんので、日程第5「中野区教育委員会委員長職務代理者の選挙について」を上程いたします。

委員長職務代理者の指定につきましては、委員長選挙と同様、中野区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、指名推薦することといたしたいと思っております。

また、推薦は、委員長及び委員長職務代理の方ともに事故のある場合を想定いたしまして、第1順位の方1名、第2順位の方1名の計2名の方をお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

では、委員長職務代理者の指定につきましては、次期委員長の高木委員をお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

では、ご異議ございませんので、高木委員に推薦をお願いいたします。

高木委員

それでは、委員長職務代理者の第1順位に大島委員を、第2順位に飛鳥馬委員を推薦したいと思います。

山田委員長

ただいま、次期委員長職務代理者の第1順位に大島委員、第2順位に飛鳥馬委員が推薦

されましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

ご異議ございませんので、第1順位に大島委員、第2順位に飛鳥馬委員の2名を委員長職務代理者に指定いたします。

<日程第2>

山田委員長

次に、日程第2、第16号議案「中野区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第16号議案「中野区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

まず提案理由でございますが、総合行政ネットワーク電子文書交換システムが操作性の問題や、全国的な利用頻度が低いことなどから、本年3月をもって廃止されることに伴い、関係規定を整備する必要があるというものでございます。

なお、電子文書交換システム廃止後でございますが、総合行政ネットワーク上の電子メールを利用していくものとされてございます。

改正内容でございますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず第1条の2の一部改正でございます。第1号中、公印等の定義から電子署名用のICカードを削り、印章及び印影を公印等と定義するとともに、電子署名を定義する第2号を削るものでございます。

また、第2号を削ったことに伴いまして、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる改正を行うものでございます。

次に、第3条の一部改正でございます。まず、見出しと本文中の公印という表現を、印影を含む公印等という表現に改めるものでございます。これは現在も公印だけでなく、印影を含めて子ども教育経営分野の統括管理者が公印等に係る事務を統括しているということで、より正確な表現に改めるものでございます。

次に第4条の改正でございます。これは、本文で公印等の管理としているため、条の見出しについても公印等という表現に改めるものでございます。

次に第9条の改正でございます。電子署名用のICカードを廃止することから、公印管理者の管理及び保管の対象を、公印等から公印と、公印等管理簿を公印管理簿に改めるものでございます。

次に第10条の3の改正でございますが、電子署名の付与の手續等を定める第10条の3の規定を削るものでございます。

第15条の改正でございますが、同様の理由で、公印等を公印に改めるものでございます。

そのほか、第2号様式の2に定める公印等管理簿の様式のうち、公印等管理簿を公印管理簿に改めるものでございます。

この一部改正規則の施行時期でございますが、附則第1項で定めますように、平成24年4月1日でございます。

附則の第2項は、第2号様式の2に関する経過規定でございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑ありましたらお願いいたします。

高木委員

今回の改正ですが、要は総合行政ネットワーク電子文書交換システムを廃止するので、もともとのオーソドックスといいますか、普通の公印と印影の管理に戻すと。それに伴って、従来は公印等の中にICカードが入っていたのが、そこが除かれるので、文言の整理をしたという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのとおりでございます。

山田委員長

私からですけれども、総合行政ネットワーク電子文書交換システムというのは、いつごろに始まって、今回の廃止となった主な理由は何なのでしょう。

副参事（子ども教育経営担当）

このシステムでございますが、中野区においては平成16年9月に運用を開始してございます。

廃止の理由ですけれども、先ほど少しご説明いたしましたが、操作性が悪いという問題や、全国的な利用頻度が低いということが原因ということでございます。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

大島委員

ちょっと関連することなのですけれども、時代の流れとして、電子を用いた情報伝達の方法というのが行われるのが時代の流れに沿った方法かなというイメージがあるのですが、このシステムを廃止しても、何かそれにかわるような電子的な情報伝達のシステムというのを使っているのでしょうか。あるいは使う予定があるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

この文書交換システムの廃止後でございますが、多くの自治体が利用している総合行政ネットワーク上の電子メールを利用していくということでございます。

大島委員

そうしますと、今おっしゃった総合ネットワークの電子メールのシステムで、全国の自治体が結ばれているというようなシステムができているということなののでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

この総合行政ネットワーク自体が廃止されるわけではなくて、その中の電子メールシステムを今後は利用していくということになります。

高木委員

ということは、電子署名のICカードをなくすというイメージでよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのようなイメージでよろしいかと考えております。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。なければ質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第16号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第3>

山田委員長

次に、日程第3、第17号議案「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する

る規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第17号議案「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

まず提案理由でございますが、地域生涯学習館の廃止に伴いまして、教育委員会の権限に属する事務の一部についての補助執行の解除に当たりまして、この規定中の地域生涯学習館開放事業に係る補助執行に関する規定を削るものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第1条第4号中、オの規定を削りまして、同号中のカをオと、キをカにそれぞれ繰り上げる改正を行うものでございます。

この一部改正規則の施行時期は、附則で定めるとおり平成24年4月1日でございます。

ご説明は以上でございます。

山田教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

区立学校施設の開放事業のうち、この括弧に書いてある「地域生涯学習館に係るもの」以外の開放事業はもともと補助執行でなく、教育委員会が事務を執行していたということによろしいですか。

副参事（子ども教育経営担当）

区立学校施設の目的外使用に関しても、補助執行してございます。

大島委員

補助執行しているということは、そうすると、補助執行をしてもらっているということは、今回の新旧対照表以外のところに規定があるということなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのとおりでございますが、今回この学校、地域生涯学習館の部分について、この規定で補助執行することは廃止をするわけですけれども、今後もこの部分について、目的外使用する場合には、その補助執行の規定で執行するというものでございます。

山田委員長

よろしいですか。

地域生涯学習館の廃止に伴っての規則の改正でありますけれども、ほかにご質疑ございますか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第17号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので原案どおり決定いたします。

<日程第4>

山田委員長

次に、日程第4、第18号議案「中野区文化財保護審議会への諮問の取下げについて」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、第18号議案「中野区文化財保護審議会への諮問の取下げについて」、説明をさせていただきます。

提案理由については、中野区文化財保護条例第9条に基づき、既に教育委員会から文化財保護審議会に諮問し、審議会として検討中の事項につきまして、このたび諮問の取下げを行う必要が生じたというものでございます。

お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、取下げとする案件は資料の1、諮問内容にございます「中野区文化財の登録指定の是非について」でございまして、平成23年4月18日付で諮問したものでございます。

具体的には、資料の2、審議対象資料にございますとおり、鷺宮囃子保存会から、その所有する里神楽の面2面を中野区文化財としての登録文化財もしくは指定文化財とするための検討をしてほしいという依頼が平成23年2月にございまして、教育委員会といたしまして、検討に値するものとして文化財保護審議会に諮問したものでございます。これを受けまして、審議会では事前調査を続けた上、10月1日に審議会を開催し、現地での収蔵品の視察及び審議を行いました。その結果、さらに周辺資料等の調査を子細に行うなど、これまで積極的に審議を続けてきたものでございます。ところが、その3の(1)、取下げの理

由にございますとおり、この2月25日付で保存会のほうから有形文化財登録申請延期についてという文書が教育委員会あてに提出されたものでございまして、その写しが資料の裏面でございます。

依頼文の提出後も保存会の内部で会議を重ねた結果、本件についての完全な合意形成ができなかったという内容でございまして、当初の検討の依頼を延期するという表現でございしますが、一たんこれを取り下げるといふものでございます。

資料の表に返っていただきまして、3の(2)、取下げの根拠というところでございますが、中野区文化財保護条例第5条第1項に基づく中野区登録文化財の登録もしくは同条例第7条第1項に基づく中野区指定文化財の指定に必要でございます所有者等の同意を得ることができないことがここで明らかになりましたため、前提となる要件を欠くことになったためのものでございます。

なお、ここまでの経緯は項目4にまとめているとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑ありましたらお願いいたします。

大島委員

取下げをしたことと、継続審議になったということが何か関係あるのかと思ってお聞きするのですけれども、継続審議になったということは、例えばこの文化財に登録をすることに疑問があるというような見解が示されたので、それを受けて取下げというような関係があるのかどうか。継続審議になったのはどういう理由かということについて伺いたいと思います。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

これは、まだ文化財保護審議会の審議の中の過程のお話でございしますが、方向性といまして、例えば登録であるとか、指定であるとかということについて、否定的な方向性ではございませんで、むしろ積極的に審議を続けていこうとする過程でございました。

ただ、その中で、例えば今回依頼がございましたのはお面2面でございましたけれども、これだけではなく、周辺のその他のお面とか、衣装、道具類も比較的良好な状態で保存されていることとか、これを仮に、登録でありますとか、指定するに当たりまして、伝承されていった経緯とか、また、他区も含めまして周辺地域との関連性等を深く調査していこうというものでございました。

大島委員

では、そういうことで、審議会が否定的方向だから取り下げたとか、そういう関係は全くなく、ここに書いてあるように、保存会のほうの内部的な事情で取り下げたという理解でよろしいのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

そのとおりでございます。

山田委員長

私からですけれども、教育委員会が諮問した内容そのものを取り下げるということになりますよね。諮問したことを取り下げる。今回は、鷺宮神楽のお面2面ですけれども、もともとは文化財の指定をする条件のうちの所有者との同意ということが、そもそも大前提であるはずの所有者の同意が得られないということでの取下げということで理解するのですけれども、諮問したことを取り下げるというのはかなり重いことだと思うのですけれども、その点についてはいかがなのでしょう。今までこういうケースはありましたでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

諮問についての重さがあるということはそのとおりというふうに認識してございます。今までの例としてはこういうことはございません。

山田委員長

ほかにご質疑ございますか。

高木委員

所有者等の同意ですが、例えば、個人が所有している場合は同意書というのではなくて、申請イコール同意ということだと思うのです。例えば、何かの形でその方がお亡くなりになって、遺産として相続し、相続人がやはりやめたというような、ケースとしてレアですが、あり得ると思います。ただ、これは会としての同意というのは、何か決定をした、決議録みたいなものは取り下げの要件の書類としてはあるのでしょうか。それとも、例えば鷺宮囃子保存会の会長名だけの申請書で、特に会としての意思決定の書類というのは求めてはいないのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

特に申請の時点での要件はございません。ただ、この件につきましては、申請のときに保存会長名で申請と言いますか、検討を依頼するということでございますので、これに基

づきまして、議決を経て諮問をしたものであります。

高木委員

会としての申請の理由に書いてありますように、合意が形成されなかったということであれば、無理に諮問し続けても仕方がないと思うのですが、委員長が発言されたように、教育委員会として諮問して、お金もかかって人手もかかってやっていることを取り下げるということですから。こちらの方は延期というふうに書いてありますが、だめということではないのですけれども、取り下げるということになりますと、再度申請いただくというのは直感的には難しいのではないかと個人的には思います。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

これにつきましては、鷲宮囃子自体が区の無形文化財として指定になっているところでございます。今回、形式的にといいますか、条例に基づきまして、所有者側の要件が整わなかったということで、今回は取下げをせざるを得ないのかなということでございますけれども、文化財自体がこのような形で、無形文化財として指定されておりますことや、それから当初文化財保護審議会に対して、教育委員会として、一定の審議に値するものとして諮問したという経緯がございますので、その辺は事務局といたしましては、保存に当たっては十分配慮していただきたいなというふうには思っておりますし、それは伝えていくつもりでございます。

飛鳥馬委員

事務局への質問というよりも、ちょっと私、わからないので。大島先生がお詳しいのかなと思いますが、今、高木委員も言われたように、保存会蔵と書いてありますね。「蔵」というのは、一体だれの所有なのでしょうかとという問題です。保存会を代表するのは会長なのか、総会の同意を得ればいいのかどうか。要するに、所有権がどこにあるかというのがよくわからない。所有権がある人は主張ができるのかもしれないのですけれども、こういう神社とかお寺とかのも、守る会とか保存会とかそういうのがいっぱいあって、その人たちが守っているということはわかるのですけれども、これ、権利関係になったとき、第三者に対抗できるとか、そういうことを考えたときには、よくわからない。登記か何かしてあればですけれども。わからないというのは、私もよく神社の話をしているのですけれども、例えば神社で一部、民間の住宅が神社の土地まで何坪か食い込んでいて、貸すか、貸さないか、売るかとかという話になったとき、では神社の土地はだれのといったら、「氏子会だよ」という人もいるし、「いや、神社庁ではない？」という人もいるのです。神社庁っ

てどこ？ 埼玉？ 東京？ 全国？ とか、いろいろあるので。私なりに調べてわかったことは、明治の初めのころの農地解放か何かのときに、地券というのが発行されているのですけれども、その神社の土地が、何とか神社という名前だけで地券が発行されているのです、知事から。それまでわかったのですけれども、別に登記されているわけでもないし、売り買いもないから、神社なので。そういうのとかかわりがあるのかどうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

この件に関しましては、もともといろいろなところに、地域のそれぞれの方が持っていたお面を、この会長さんであります、お寺の福蔵院、それとあとは保存会の所有ということになっているということで、その確認はとれておりますので、対象となりましたこのお面につきましては、保存会の所有と考えて問題ございません。

なお、この条例の第4条第2項に、所有者等の解釈といたしましては、純粋な所有者である場合、あるいは保持者、保持団体、保持に当たっているものというふうに、広くとらえてございますので、その意味からもこれは保存会の所有という意味で考えて問題はないと思っております。

大島委員

ちょっと補足いたしますけれども、土地のことは、また登記制度もあるし、ちょっとまた別の機会にお話するとして。こういう動産の場合は、法律上は人格がある人でないと所有権を持つ資格はないわけです。つまり、生きている人ならもちろん自然人ということで人格があるのですけれども、人の集まりの団体の場合は、法人格がある団体ですとももちろん、その団体自体が所有権を持つ資格があるわけです。

例えば保存会というのは、私はよく存じ上げないのですけれども、法人格までは取得していない可能性があるわけですね。ただ、法人格がない社団というものも、社会的にはいろいろな活動をしています。例えば町内会とか、町会とかも、そういうの多いわけですが、そういう法人格がないけれども、社会的実態として活動しているという団体はある程度の独立性は認められるのですが、正式な所有者と法的な所有者として主張できるかという、そうではない。例えば、銀行の口座をつくったりするときに、何とか保存会という名義ではつくれないかもしれない。鷲宮の保存会が法人格を得ているかどうか、私は存じ上げないのですが、ないとすると、訴訟を起こすときの原告とか、あるいは、今言った口座とか、そういう対外的な面で所有者の資格としては主張できない団体かもしれないという可能性はあると思うのですけれども、もし、そういう場合ですと、法的には個々の人

の所有ということになる。ただ、当事者の意識としては保存会に寄贈して、保存会のものということなのかもしれないのですが、そうなるると対外的にはその代表である個人の人に寄贈したというふうに主張するか、元の所有者が正式な、法的にはまだ所有者だというか、どちらかかなということです。

だから、どうなのでしょうね、この保存会が。法人格があるのかどうかがわからないのですが。

教育委員会事務局次長

中野区文化財保護条例に区民等の責務という条項がございます、これは第4条に規定してございます。文化財の保有者、保持者、保持団体及び保存に当たっている者、これを以下「所有者等」と呼んでおります。したがって、第5条並びに第7条第1項に規定する所有者等の同意の場合の所有者等は、所有者であるだけの必要はございません。保持をしている団体あるいは個人でも、要するに、登録ないしは指定の対象となる区民等という扱いをいたしております。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

つけ加えまして、先ほどの私の発言を一部訂正させていただきます。

今、保存会のほうで所有していると言い切ってしまったけれども、それぞれの歴史的経緯の中で、個人がお持ちになっていたものを、今は保存会の承認のもとで福蔵院さん、お寺の所有と解釈されているというところがございますので、お詫びして訂正させていただきます。

山田委員長

まことに残念な、今回は所有者との同意というところが取れなかったということでの取下げということでございますが、ほかにご質疑がなければ、質疑を終結したいと思います。よろしいでしょうか。

では、なければ質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第18号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で議決案件の審査は終了いたしました。

学習スポーツ担当浅川副参事、本日はご出席いただきありがとうございました。どうぞご退席ください。

(浅川健康福祉部副参事退席)

<報告事項>

山田委員長

続きまして、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、3月9日の第9回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

3月12日、平成23年度退職校長感謝状贈呈式があり、大島委員、田辺教育長が出席されました。

3月15日木曜日、区立幼稚園修了式があり、大島委員、飛鳥馬委員が出席されました。

3月16日、区立中学校卒業式があり、教育委員全員が各校に行って卒業式に出席しました。

3月20日祝日の火曜日でございますが、第3回中学校東京駅伝大会が開催され、私、高木委員、大島委員、田辺教育長が出席されました。

3月22日木曜日、区立小学校卒業式があり、教育委員全員が各校に行き、卒業式に出席いたしました。

私からの報告は以上です。

各委員から、以上の報告につきまして、補足、質問、ご発言ありましたらお願いいたします。

私からですけれども、私は第九中学校の卒業式に出席いたしましたが、1人足にけがをしている卒業生がおられまして、同級生がきちんと介助をして卒業証書授与に向かわれたことを印象深く思っています。助け合ったことが最後まできちんと発揮できたかなという。また、第九中学校、ご承知のように最後の卒業式を迎えました。かなり号泣の中でしたが、それでも立派に歌が歌えるのだなという、すばらしい精神力だなと思って感心をいたしました。

第3回の中学校東京駅伝が味の素スタジアムにおいて開催をされました。第1回は晴海埠頭での開催でしたが、その日はすごく風が強くて大変な開催にこぎつけたというふうに記憶しております。昨年度、第2回を予定しておりましたが、大震災の影響で行われませんでした。ということで、今年度第3回が味の素スタジアムでの開催となりました。参加が50チーム、これは平成25年9月に東京都において国民体育大会、全国障がい者スポーツ大会が開催されるということで、開催が始まった駅伝大会でありますけれども、50チームの中には、6,000以上の中学生を抱える世田谷区があるかと思えば、恐らく100人ちょっとである瑞穂町からもチームが出ていました。この辺が、今後、各市町村対抗とはいえ、かなりの格差がありますし、出場選手を見ていますと、陸上部の生徒もいれば、吹奏楽部に所属している生徒もいると。非常に選手同士の差がありますが、たすきをつなげるということで、中学校2年生が主な選手ですけれども、自分の区のために、それから自分のためにたすきをつなぐというのはすばらしい大会ではないかなと思います。中野区も、大きなけがなくきちんと完走されたと聞いておりますので。また、これは解説の人が話していたのを聞いただけなのですが、この大会が始まった関係で、全国女子学生とか、駅伝大会が開催されると思うのですけれども、東京都の中学校の生徒の記録が伸びて、だんだん全国レベルに近づきつつあるということで、開催している意義はあるのではないかなという事の解説がされていきました。駅伝ということで、子どもたちの走力を向上するという事の、1つの目的は達成したのかなと思っています。また来年度の開催並びに中野区の選手たちの活躍に期待したいと思っております。

昨日は小学校の卒業式がありまして、私は谷戸小学校に行ってみりました。1人、男の子が途中で体調を崩しまして、実は卒業証書授与式の際には授与できなかったのです。そうしましたら、校長先生が最後に「申しわけございません。少し離席した子どもがいましたので、最後に卒業証書を授与させてください」ということで、1人だけ特別にいただいて、拍手喝采を浴びておりましたけれども、そういった校長先生のすばらしい配慮があって、すばらしい卒業式が行われました。

そのほかに幾つか私が出席しましたものについて、多少報告をさせていただきます。

3月15日には、東京都医師会の学校医協議会と学校精神保健検討委員会との合同での開催がありました。今、中野区では精神科学校医、中学校籍1名、小学校籍1名置いていますが、東京都内の区立の小中学校で、精神科医としての学校医が配置されている区は少ないようでございますけれども、例えば不登校の問題もありますし、軽度発達生涯の

問題もあり、これからも精神科の先生方にいろいろご指導いただくことがあるということ
で、初めて合同での開催がありました。

それから、学校の検診の中で、前も話したように結核検診というもののマニュアルがやっ
と示されたと聞いておりますけれども、中野区においては、今年度24年度は23年度同様に
行っていくということが、保健所の所長との話し合いでもそのように伺っておりますので、
新しいマニュアルについては次年度以降の検討課題かなというふうに思っております。

3月16日、中野区医師会並びに中野区が共催をいたしました3月11日の震災支援のため
のコンサートが開催をされ、夜7時半からなかのZEROホールで「プレイフォージャパ
ン」という名を打って開催をいたしました。当日は約700名の区民の方に参集いただきまし
て、50名の若手ボランティアのクラシックコンサートが行われました。50人の弦楽器の演
奏というのはなかなか壮大でして、私も感動いたしまして、本当にボランティアで手弁当
ぐらいのものしか出せなかったのですけれども、演奏してくれた若手の演奏家たちは、こ
ういった素晴らしい会場で演奏できたということの喜びを語ってくれました。当日会場
は、田老町からのTシャツの販売と、岩手のほうの物産展も開催いたしまして、かなり盛
況でありました。中野区のご協力に感謝申し上げたいと思います。

21日に勤労福祉会館におきまして、中野区医師会が受託しています生活習慣病予防検診
事業の連絡協議会がございました。小児生活習慣病予防検診というのは、中野区では平成
5年から開催をしまして、中学校1年生の希望者に対しまして採血をして、主に脂質
代謝ですとか、ことしからは糖尿病対策としての血糖値測定を行いました。この事業、せ
っかくやっているのですが、希望者ですので、全体では70%ぐらいの児童がこの健診を受け
ておりますが、やはり受診率の向上と結果で、もし医療的介入が必要な子どもたちに対し
て、もう一度再検査もしくは再受診する事業なのですが、その再受診率が悪いこともあり
まして、教育委員会としてぜひ啓発に努めていただければと思っております。

私からは以上でございます。

では、高木委員お願いいたします。

高木委員

委員長から報告がありました、区立中学校卒業式につきまして、私は北中野中学校に行っ
てまいりました。卒業生158名、断トツに多いです。生徒が目の前に迫りくる感じでした。
並び順が男子女子、男子女子なので、目の前が女子なのですが、後半号泣。私はこう見え
て涙もろいので、もうずっとハンカチを握り締めてしまいましたが、非常にいい卒業式で

ございました。

20日、中学生の東京駅伝大会、私も応援に行っていました。味スタは非常にきれいなところで、初めて行きましたが、ただ、日が当たらずにスタジアムが非常に寒うございました。女子、非常に頑張ったのですが、26位と大体真ん中ぐらいで、委員長から発言もありましたが、人口比と比べたら頑張ったかなと思います。私、花粉症ですのでちょっと、午前中で鼻と目がとまらなくなりまして、男子はちょっと応援できなくて、帰らせていただきました。

22日、区立小学校卒業式は緑野小学校に行っていました。6年生80名、これも80名台というと武蔵台、桃花、緑野あたりでトップクラスの多さでございます。今回、第1回卒業証書授与式ということで、トップの方は第1号。「おっ、1号だ」とみんな感激して、校長先生からも「1期生頑張ってください」というお言葉がありました。80人のうち、中野区立の中学校に進む子が54人ということで、パーセンテージでいうと67.5%、ほぼ区内だと緑野だと思うのですが、中には区内のほかの中学校に行くと思うのですが、6割、7割弱ぐらいというのはちょっと、多いのか少ないのかわかりませんが、緑野中学の制服を着て出る子が半分以上いて、なかなか似合っていてよかったなと思います。

以上です。

飛鳥馬委員

私も修了式、卒業式出ました。

かみさぎ幼稚園の修了式では、元気のいい、明るいい修了式だったなというふうに思っています。

それから四中の卒業式に行きましたが、非常にいい卒業式ができました。卒業生の答辞とか、女性のPTA会長さんの言葉とかの中に、あちこちに1年のころは大変だった、大変だったと出てくるのです。いずれにしても皆、非常に集中して、規律のあるいい卒業式でした。もう安心だなというふうに私は思っているのですけれども。校長先生にお礼を申し上げてきました。

神明小学校の卒業式は、今までの累計で、中野で卒業生が一番多いと校長先生が言っていました。卒業生だけトータルすると1万人くらいということで、非常にたくさん卒業生を出しているということでした。そこでは、やはり男の子が貧血になりまして、答辞で台上に上がって呼びかけていたり、歌を歌っている最中、後ろのほうにいたので、先生が2人ほど段を上がっていったから何かなと思ったら、ちょっとぐあいの悪い子がいたみたいで

した。でも、終わるころには自分の席に戻って退場できたのでよかったと思います。あと、校長先生が最後の卒業式だったので、感激してしまってなかなか言葉に詰まっていました。段の上から、私、高いところですがというふうにお礼を言っておきました。卒業式そのものは歌もすごく、大きい声でいろいろ上手に歌えて、規律あるいい卒業式をやっておりました。以上です。

大島委員

私は3月15日はひがしなかの幼稚園の修了式に行っていました。みんなで助け合っ
て、つつがなく終了しました。

3月16日は私は第七中学校の卒業式にまいりましたけれども、大変整然として、厳かな
いい卒業式でした。このごろ演出がすごく進化してきているのかなと思うのですけれど、
大体祝辞とか終わって、最後に卒業生と在校生が門出の言葉、別れの言葉というような
をやるというスタイルが定着しているかと思うのですけれど、卒業生が3つの歌を歌う
のですけれど、それぞれの歌の前に、一人一人代表が、1年生に入ったときからのいろ
いろな出来事とか、思いとかを言って、最後、その歌のテーマに結びつけるように話を持っ
て行って、その歌を歌って、終わると2曲目の、また別の子がその曲のテーマに沿ったよ
うないろいろな話をして、曲を歌ってというのが3回ありまして、その部分がすごくボリュー
ムがあって、何かちょっとした劇みたいな感じで、すごいなと感心した次第です。

3月20日の中学生の駅伝大会に私も、ちょっと午前中だけだったのですけれど、味の
素スタジアムに応援に行っていました。パンフレットもすごく立派なのができている
し、当日の解説が瀬古利彦さんと増田明美さんで。瀬古さんは東京都の教育委員をやって
いらしたという、そういうつながりもあってなのだろうとは思っているのですけれど、それか
ら、実況のアナウンサーの方も、有名な大会なんかをよく実況放送されているアナウンサー
の方でした。しかも途中、3か所ぐらい中継点のところには、中継車とレポーターの方が
待機していて、いろいろ呼び出して、中学生の駅伝大会というより、何とか国際マラソン
みたいな印象を受けました。中野区は上位のほうの順位には入れなかったのですけれど、
でも、私思うに、順位を競うというところに意義があるのではなくて、やはり区として盛
り上がるといいですか、区としてまとまるというような、そういうところが大事なのであ
って、参加することに意義があると言いましょか。いろいろ、さっき委員長からのお話にも
あったように、大分各選手の能力とかも差があって、全国大会に代表で出るような選手
もいれば、今回急遽選ばれたみたいな、普段そんなに走っていないような子もいたりして。

でも、そういう子も、何とか区とか何とか市の代表ということで、市としてまとまって出るとか、そういうことが大事なのですから、結果としての順位ということは余り意味がないのではないかなと私個人は思っております。中野区の生徒たち、本当によく頑張ってくれたなど、ご苦労さまでしたというふうにエールを送りたいと思っております。

3月22日は、私は中野本郷小学校の卒業式にまいりました。とてもいい卒業生だったのですけれども、印象に残ったのは、校長先生の式辞の中で、ずっと通ってくるということは大変なことで、体調が悪かったりして休むということもあると思うのだけれども、そういう中で1年から6年まで一日も休まずに登校した何組の何とか君とかと言って、「みんなで拍手しましょう」とか言って、そこで拍手したのです。確かに、これはなかなかできないことだと思うのです。私個人もよく風邪で休んでいましたし。そういうことで、皆勤賞というのでしょうか、たたえるというのはすごくいいことだなと思いました。最後に、小学校でも門出の言葉と送る言葉、それぞれ歌を歌ったりするのですが、最後、6年生と5年生と一緒に歌うのです。「さようなら、また会う日まで、また会いましょう」というような内容で、先生方も起立して一緒に歌っていきまして、特に校長先生は声も大きいせいか、先生が歌っている声がすごくよく聞こえてました。生徒と先生、大合唱ということで、なかなか本当に楽しい卒業式でした。以上です。

教育長

私は、3月16日の夜に、今委員長からご紹介がありましたように、東日本大震災のためのチャリティコンサートに出席をさせていただきました。中野区との共催ということで、ここの中にいる副参事も何人か参加させていただきました。目的が震災の遺児・孤児のためのあしなが育英会に募金をするという目的で、まだまだ復興は緒にもついていないのではないかなと思うぐらいですけれども、どうしても被災地とか被災者というところにくりにされてしまうことがあるのですけれども、子どもに着目をするということで、改めて私たちの、そういうところにもきちんと心配りをしていかなければいけないなということで、考えさせられたコンサートでした。コンサート自体もすごくすばらしかったのですけれども、そういう取り組みも、これからも折を見てやっていく必要があるなと感じました。

以上です。

山田委員長

ほかにご質問、補足等ございますでしょうか。

では、ほかにご発言がないようであれば、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

山田委員長

事務局から報告事項はございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

以上で、本日予定した議事は終了いたしました。

私の委員長としての議長もきょうで最後となります。1年間ご協力いただきましてありがとうございました。

これもちまして、教育委員会第10回定例会を閉じます。お疲れさまでした。

午前10時28分閉会